

第3章 使用認可申請書類の作成

第1節 総説

1 使用認可申請に必要な書類

使用認可を申請する場合に提出しなければならない書類としては、次のものがある（法第14条）。

(1) 使用認可申請書（規則第8条・様式第9）（→P44）

(2) 添付書類

【常に必要とするもの】

(イ) 使用の認可を申請する理由を記載した書類（→P51）

(ロ) 事業計画書（規則第9条第1号）（→P52）

(ハ) 事業区域表示図（平面図、縦断面図、横断面図）（規則第9条第2号から第4号まで）（→P59）

(ニ) 事業計画表示図（平面図、縦断面図、横断面図）（規則第9条第5号）（→P62）

(ホ) 事業区域が大深度地下にあることを証する書類（規則第9条第6号）（→P63）

(ヘ) 事業により設置する施設又は工作物の耐力の計算方法を明らかにした書類（→P69）

(ト) 事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類（→P70）

(チ) 大深度地下の公共的使用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に定められた大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項に係る措置（(ト)に係る措置を除く。）を記載した書類（規則第9条第8号）（→P78）

【必要に応じてつけるもの】

(イ) 物件に関する調書（規則第7条）（→P65）

(ロ) 事業区域表示図（その他必要な図面）（規則第9条第2号）（→P59）

(ハ) 事業計画表示図（その他必要な図面）（規則第9条第5号）（→P62）

(ニ) 事業区域に係る公共・公益施設の管理者の意見書（→P73）

(ホ) 法令上の利用制限に係る行政機関の意見書（→P74）

(ヘ) 行政機関の許認可書等又は意見書（→P76）

- (ト) (ニ)、(ホ)、(ハ)に代わる疎明書 (→P79)
- (チ) 事前の事業間調整の経過の要領及び結果書 (→P77)
- (リ) 事業計画書を説明する参考資料 (規則第9条第1号)

2 使用認可申請のための作業手順

(1) 使用認可申請の時期については、大深度地下の使用の開始の予定時期から遡って適切な時期に申請時期を定めるよう留意すべきである。

なお、地上及び浅深度地下部分の使用権等の取得が必要な場合には、国土交通大臣又は都道府県知事は、それらの使用権等の取得の見込みを考慮して使用の認可を行うこととなるので、地上及び浅深度地下部分につき土地収用制度を活用する場合には、大深度地下の使用認可と土地収用法の事業認定の時期を見込んだ適切な時期に申請時期を定める必要がある。

(2) 使用認可の申請に当たっては、具体的には、次のような準備が必要となる。

- ① 使用の認可を受ける事業区域を附帯事業を含めて検討する。
- ② 事前の事業間調整の手続を行う (第2章参照)。
- ③ 物件に関する調書を作成する。
- ④ 一般図に事業区域に係る土地の位置を記入し、事業区域位置図を作成する。
- ⑤ 事業区域に係る土地を表示するに便利な地形図 (事業計画表示図と併用可) に事業区域に係る土地を薄い黄色で、既存物件が存在する土地の部分を薄い赤色で着色し、事業区域表示図 (平面図) を作成する。
- ⑥ 事業区域表示図 (平面図) に都道府県、市区町村、大字及び字の境界を入れ、地名 (字名等) を記入する。
- ⑦ 縦断面図及び横断面図に事業区域、物件を図示し、事業区域表示図 (縦断面図・横断面図) を作成する。
- ⑧ 物件に関する調書に記載された既存の公共・公益施設の管理者に意見照会する。
- ⑨ 事業区域内に法令上の利用制限が課せられているかどうか、制限がある場合、制限の態様 (種別、程度)、区域、根拠法令と条項及び行政機関等を調査し、所管行政機関に対し、意見を照会する。
- ⑩ 事業施行上、行政機関の許認可又は施行命令等の行政処分が必要である場合には、許認可等を得る手続をとるか又は当該行政機関に意見を照会する。

なお、使用認可申請書の添付書類、参考資料等については、必ずしも新規に作成した書類であることは必要なく、既存の設計図面、協議書等で流用することが可能なものについては、適宜活用して差し支えない。

また、事業を共同施行する場合に、どのような申請方法をとるか (第2節「3 共同施

行の場合の申請方法」参照) など、使用認可申請書類作成の円滑化に資するよう、使用認可事前相談の活用等により、あらかじめ使用認可庁の意見を求めた上で作業に着手することが望ましい。

3 申請書類の必要部数

正本1部並びに事業区域が所在する都道府県及び市町村の数の合計に1を加えた部数の写しを提出しなければならない(規則第8条第1項)。

なお、東京都の特別区及び指定都市(千葉県、横浜市、川崎市、名古屋市、京都市、大阪市及び神戸市)については、その区を市町村として扱う(法第50条、地方自治法第283条第2項)。

したがって、指定都市、例えば大阪市の分は不要である。

【部数の計算例】

事業区域が神奈川県横浜市保土ヶ谷区及び戸塚区の場合……正本1部及び写し4部

4 申請手数料

(1) 納付義務者

手数料を納めなければならない者は、国(国の行政機関とみなされる公団等を含む。)又は都道府県(都道府県とみなされる公社を含む。)以外の事業者である。

(2) 手数料の額

(イ) 国土交通大臣に申請する場合の手数料の額は、事業区域の延長が2キロメートルまで734,100円、2キロメートルを超える1キロメートルごとに149,800円を加算した額(施行令第6条)

(ロ) 都道府県知事に申請する場合の手数料の額は、当該都道府県により必要に応じて条例で定められた額

なお、2以上の事業者が共同で使用認可を申請する場合には、申請に係る事業が単体の施設(トンネル構造物)の設置であるときは、事業者がそれぞれ個別に手数料を納付する必要はないが、申請に係る事業が複数の施設の設置であると認められる場合(いわゆる合併申請の場合)には、それぞれの事業者につき、手数料を納付することとなる(ただし、後者の場合、内容によっては、個別の申請に変更する必要があることも想定される。)

(3) 納付方法

(イ) 国に納めるべき手数料は、使用認可申請書に収入印紙をはって納付することができる(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第1条、印紙をもって納付することができる手数料の件(平成13年2月22日国土交通省告示第127号))。

国土交通大臣に対する申請書には、所定の手数料に相当する額の収入印紙をはること（印紙は、消印しないこと。）（規則別記様式第9備考1）。

なお、印紙は原則として申請者の押印のある頁に貼付し、他の部分に貼付する場合には割印等を行い、申請書の一部であることを明白にすること。

(ロ) 都道府県知事に納めるべき手数料は、当該都道府県知事が定める方法で納めること。

第2節 使用認可申請書の作成方法

1 記載事項

使用認可申請書に記載する事項は、次のとおりである（法第14条第1項、規則別記様式第9）。

- ① 事業者の名称
- ② 事業の種類
- ③ 事業区域（事業区域の延長も合わせて記載）
- ④ 事業により設置する施設又は工作物の耐力
- ⑤ 使用の開始の予定時期及び期間

2 作成方法

(1) 提出先

事業所管大臣の場合と都道府県知事の場合がある（法第14条第1項、第11条）。

事業所管大臣に申請書を提出するのは、国土交通大臣が処分を行う場合（第1章5参照）であり、この場合の申請書の宛名は「国土交通大臣」である。事業所管大臣に提出する際には、申請書本体に、法第14条第1項の規定により申請書を提出する旨の事業所管大臣宛ての文書を添えることが望ましい。

(2) 申請人

(イ) 原則として事業者が申請すること（法第14条第1項）。「事業者」とは、申請に係る事業の根拠法令において事業主体となり得る者をいう。

(ロ) 上記事業者以外に、代理人が申請することもできる（法第47条）。

代理人の資格に制限はないが、代理人により申請する場合は委任関係を証する書面を添付すること。ただし、事業者の内部機関で、法令等により申請を行いうる権限が明白な場合委任状等の添付は要しない。

【申請人の記載例】

- ① 事業者 ○○県○○市○○町○丁目○番地

- ○ 電 力 株 式 会 社
 取 締 役 社 長 ○ ○ ○ ○ 印
- ② 事 業 者 東京都○○区○丁目○番○号
 ○ ○ ○ ○ 公 团
 総 裁 ○ ○ ○ ○ 印
- ③ 事 業 者 ○○県○○市○○町○番○号
 ○ ○ 県
 上記代表者 ○○県知事 ○○○○ 印
- ④ 事 業 者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
 国 土 交 通 大 臣 ○ ○ ○ ○
 上記代理人 ○○県○○市○○区○○通
 ○○地方整備局長 ○○○○ 印

(3) 「事業者の名称」

国の行う事業にあつては、当該事業の施行について権限を有する行政機関の名称を記載すること（規則別記様式第9備考2）。例えば、国道管理については国の行政事務であり、指定区間内については国土交通大臣、指定区間外については法定受託事務として都道府県知事を事業者の名称として記載する。一級河川管理についても同様であり、指定区間内については都道府県知事、指定区間外については国土交通大臣を事業者の名称として記載する。

なお、大臣、知事の「氏名」や、異なる公物管理者が共同事業の事業者となる場合を除いて、「道路管理者」、「河川管理者」等の記載は不要である。

【事業者の名称の記載例】

（単独申請）

- ◎ 国土交通大臣
- ◎ 東京都知事
- ◎ ○○県道路公社
- ◎ ○○鉄道株式会社
- ◎ ○○電力株式会社

（共同申請）

- ◎ 国土交通大臣（道路管理者）
- 国土交通大臣（河川管理者）

(4) 「事業の種類」

(イ) 「事業の種類」については、なるべく具体的に記載すること（規則別記様式第9備考3）。

事業はそれ自体独立して公益判断の対象となりうるものでなければならないので、相当程度の独立性を有していなければならないが、必ずしも事業者内部の扱い方に左右されない。例えば、ダム、貯水池、導水路の建設を内容とする事業を行う起業者がこれを1個の事業として経理しているときでも、導水路の設置事業のみを切り離してこれを1個独立の事業として使用の認可を申請しうる。

(㊦) 事業の内容については、本体工事とそれに付随する工事とは、これらを一括して一つの事業として使用の認可を申請することができる（法第4条第13号）。

【事業の種類の記事例】

- ◎ 一般国道〇号建設工事
- ◎ 〇〇川浄化導水事業
- ◎ 〇〇鉄道線△△・□□間線路建設工事
- ◎ 特別高圧送電線〇〇幹線新設工事及びこれに伴う附帯工事

(5) 「事業区域」

(イ) 事業区域とは、大深度地下の一定の範囲における立体的な区域であって対象事業を施行する区域であり（法第2条第3項）、本法による使用の認可により、大深度地下の使用権を取得する区域に限られる。したがって、全体の事業計画のうち、大深度地下に至らない区域はもちろん、本法以外の制度（公物の占用許可、土地収用法による使用権の取得）等によって大深度地下に相当する地下の使用権を取得した場合に、重ねて本法の使用の認可を受ける必要のない部分については、事業区域に含まれないこととなる（この点、土地収用法の「起業地」（事業を施行する土地）については、未取得地のみならず、既に起業者が取得した土地であっても、それらの土地が収用又は使用しようとする土地と同一の事業の用に供される場合には、起業地に含まれるとされていることと相違があるので注意を要する。）。

(ロ) 事業区域の表示は、大深度地下の事業区域を地上に投影した範囲としての「当該事業区域に係る土地の所在」及び「地表からの深さ」をもって立体的な範囲を明らかにすること（規則第8条第2項）。

「土地の所在」については、原則として土地登記簿上の表示（都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字）を記載すること。

(ハ) 事業区域として表示されない土地の所在は、使用の認可の進めることができないから、事業区域を表示する場合、事業区域表示図（平面図）の字名と照合し、字名などの脱漏、誤記、誤植のないよう充分留意すること。また、土地の所在に平仮名でふりがなを付すること。

(ニ) 事業区域が二つ以上の市町村にまたがるときは、各市町村ごとに分けて表示すること。

(ホ) 数か所の大字及び字名を表示する場合、最初のみでなくすべての地名に「大字」及び「字」をつけること。

(ハ) 「地表からの深さ」については、事業区域に係る土地の地表からの深さを最大値及び最小値をもって、「地下○メートルから地下△メートルまで」というように示す。最大値と最小値の差が著しく大きい場合には、字等ごとに、地表からの深さを表示することが適当である。

【事業区域の記載例】

◎ 事業区域 東京都世田谷区○○一丁目、○○二丁目・・・及び○○五丁目地内
地下45メートルから地下65メートル

◎ 事業区域 東京都台東区△△六丁目地内
地下50メートルから地下68メートル
東京都文京区○○二丁目及び○○六丁目地内
地下55メートルから地下73メートル

(5) 「事業により設置する施設又は工作物の耐力」

「事業により設置する施設又は工作物の耐力」については、大深度地下に設置する施設等がどのくらいの荷重に耐えられるかを、例えば「○○施設頂面において一平方メートル当たり○○キロニュートン」のように具体的に記載すること（規則別記様式第九備考4）。

(6) 「使用の開始の予定時期及び期間」

(イ) 「使用の開始の予定時期」の記載を必要としている理由は、使用の開始の予定時期と比較して適切な時期に申請がなされているかを審査するためである。

(ロ) 「使用の開始の予定時期」には、実際に大深度地下を使用して施設等の工事に着工する時期を記載する。具体的に年月日を記載することが望ましいが、使用の認可を受けた後、直ちに使用開始する場合には、「権利取得の時期」と記載することも可能である。

(ハ) 「使用の期間」としては、事業の施行を終了（施設の撤去等に要する期間を含む。）する時期（例えば、「○○年○月○日から○○年○月○日まで」、「権利取得の時期より10年間」）を記載するが、半永久的に存置することが予定されている場合には、「○○構築物存続期間中」「施設の存続する限り」のように記載することもできる。

【使用の開始の予定時期及び期間の記載例】

◎ 使用の開始の予定時期及び期間 権利取得の時期より○○構築物存続期間中

(7) 添付書類の目録

(イ) 申請書には、国土交通省令で定める様式に従い、次に掲げる書類を添付しなければ

ならない（法第14条第2項）。

- ① 使用の認可を申請する理由を記載した書類
- ② 事業計画書
- ③ 事業区域及び事業計画を表示する図面
- ④ 事業区域が大深度地下にあることを証する書類
- ⑤ 物件に関する調書
- ⑥ 施設等の耐力の計算方法を明らかにした書類
- ⑦ 事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類
- ⑧ 事業区域の全部又は一部が、この法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されているときは、当該事業の用に供する者の意見書
- ⑨ 事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書
- ⑩ 事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の意見書
- ⑪ 事前の事業間調整において調整の申出があったときは、当該調整の経過の要領及びその結果を記載した書類
- ⑫ 基本方針に定められた大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項に係る措置（⑦に係る措置を除く。）を記載した書類

なお、⑧から⑩までに掲げる意見書は、事業者が意見を求めた日から3週間を経過してもこれを得ることができなかつたときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書面を添付しなければならない（法第14条第5項）。また、意見がないときは、その事実を明らかにすること（規則第9条第7号）。

(ロ) 使用認可申請書に添付すべき書類の目録は、添付した順序に応じて使用認可申請書の末尾である本項に記載すること。

(ハ) 法第14条第2項第8号から第10号までの書類については、事業区域が他の公共・公益施設にかからないとき、事業区域の利用について法令の規定による制限がないとき又は事業の施行に関して行政機関の許認可等の処分を要しないときには添付する必要はなく、したがって添付書類の目録にあげる必要もない。

【添付書類目録の記載例】

添付書類目録

- 1 使用の認可を申請する理由を記載した書類……………（別添書類第1号）
- 2 事業計画書……………（別添書類第2号）

3	事業区域が大深度地下にあることを証する書類…… (別添書類第3号)	} 法第14条第2項の順序(図面を除く。)に従う。	
4	物件に関する調書…… (別添書類第4号)		
5	施設等の耐力の計算方法を明らかにした書類…… (別添書類第5号)		
6	事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類…… (別添書類第6号)		
7	事業区域に係る他の公共・公益施設の管理者の意見書…… (別添書類第7号)		
8	法令の規定により制限のある事業区域に関する行政機関の意見書…… (別添書類第8号)		
9	事業の施行に関して行政機関から認可等があったことを証する書類…… (別添書類第9号)		
10	事前の事業間調整の経過の要領及びその結果を記載した書類…… (別添書類第10号)		
11	配慮事項に係る措置を記載した書類…… (別添書類第11号)		
12	事業区域の位置を表示する図面…… (別添図面第1号)		} 図面袋の図面目録の順序に従う。
13	事業区域、事業計画を表示する平面図…… (別添図面第2号)		
14	縦断面図…… (別添図面第3号)		
15	横断面図…… (別添図面第4号)		
16	その他図面…… (別添図面第5号)		

3 共同施行の場合の申請方法

事業区域の全部又は一部について、他の事業者と共同して事業を施行する場合(共同トンネルを設置する場合)には、共同して使用認可の申請をすることができる(規則第8条第3項)。

この場合の具体的な申請方法や申請書の作成方法については、共同事業の形態に応じて以下のような方法が想定されるが、申請に当たっては、あらかじめ使用認可庁に相談されたい。

① 事業区域の全部を共同化する場合

この場合は、複数の事業者が共同して申請することとなる。

【申請人の記載例】

事業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
 国土交通大臣(道路管理者) ○○○○
 上記代理人 ○○県○○市○○区○○通
 ○○地方整備局長 ○○○○

印

事業者 東京都千代田区霞が関二丁目1番3号
国土交通大臣（河川管理者）〇〇〇〇
上記代理人 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇通
〇〇地方整備局長 〇〇〇〇 印

② 事業区域の一部を共同化する場合

共同化する区域と一つの事業者が単独で施行する区域を同一の申請書に記載し、共同化する区域に係る事業者が連名で申請する（他の事業者に係る単独施行区域については、当該事業者が単独で申請する。）。

ただし、事業区域のうち単独施行部分がいずれの事業者についても長大に至らない場合（一括して使用の認可の要件審査が可能と考えられる場合）には、それぞれの事業者が単独で施行する区域を含めて、同一の申請書に記載し、共同事業者の連名で申請することもできる。

【使用認可申請書の記載例】

- 1 事業者の名称 A事業者 B事業者
- 2 事業の種類
(A事業者施行に係る事業) 〇〇建設工事及びこれに伴う附帯工事
(B事業者施行に係る事業) 〇〇事業
- 3 事業区域
(A事業者のみの施行に係る部分)
東京都△△区〇〇一丁目、〇〇二丁目・・・及び〇〇五丁目地内
地下45メートルから地下65メートル
(B事業者のみの施行に係る部分)
東京都××区〇〇三丁目、・・・及び〇〇二丁目地内
地下45メートルから地下55メートル
(A事業者及びB事業者施行に係る部分)
東京都××区□□四丁目、・・・及び□□五丁目地内
地下45メートルから地下65メートル
- 4 事業により設置される施設又は工作物の耐力
(A事業者のみの施行に係る部分)
〇〇施設頂面において一平方キロメートル当たり〇キロニュートン
(B事業者のみの施行に係る部分)
□□施設頂面において一平方キロメートル当たり□キロニュートン
(A事業者及びB事業者施行に係る部分)
△△施設頂面において一平方キロメートル当たり△キロニュートン

5 使用の開始の予定時期及び期間

(A事業者のみの施行に係る部分)

平成〇〇年〇月〇日 〇〇構造物存続期間中

(B事業者のみの施行に係る部分)

平成△△年△月△日 △△構造物存続期間中

(A事業者及びB事業者施行に係る部分)

平成〇〇年〇月〇日 〇〇構造物存続期間中

- ③ 共同事業者のうち一つの事業者（主たる事業者）が、使用許可により、事業区域の一部（施設等の余裕空間）を他の事業者を使用させる場合

この場合は、主たる事業者が、他の事業者を使用させる区域を含めて自らの施行に係る区域全体について単独で申請することができる。この場合にあつては、使用認可申請書及びその添付書類において、使用許可により事業区域の一部を他の事業者を使用させる旨（使用させる事業者の名称、事業の種類・内容、使用させる部分等）を明らかにすること。

なお、共同申請する場合（共同して施行する事業のうち、少なくとも一つが国土交通大臣処分に係るものであるとき）の申請書の提出先は、申請に係る事業が該当する法第4条各号に掲げる事業を所管するいずれかの大臣とする（規則別記様式第9備考5）。例えば、鉄道事業と電気事業を共同化する場合には、それぞれの事業所管大臣である国土交通大臣、経済産業大臣のどちらに提出しても差し支えない。

また、共同申請する事業区域とは別に申請がなされる単独施行区域についても、国土交通大臣が使用の認可を行うので、当該単独施行区域に係る申請書の提出先は、当該申請に係る事業の事業所管大臣となる（その場合には、申請書等において、当該単独施行区域が別途共同申請している共同施行区域と一体となって機能を発揮するものであることを明らかにすること。）。

第3節 申請理由書類の作成方法

1 総説

大深度地下使用制度は、土地所有者等による通常の利用が行われないう大深度地下の特性を踏まえ、公益性を有する特定の事業（法第4条に掲げる対象事業に該当すること及び個々の事業に公益性が認められるもの）に限って、特別の手續により使用权を設定するものである。

したがって、使用認可に当たっては、「事業の円滑な遂行のため大深度地下を使用する公益上の必要があるものであること」を審査する必要がある（法第16条第3号）、その判断資料の一つとして、使用認可申請書に「使用の認可を申請する理由を記載した書類」を添付しなければならないとされている（法第14条第2項第1号）。

2 作成方法

使用の認可を申請する理由及び必要性について、その要旨を簡明に記載すること。本書類には、次に掲げる事項が明らかとなるように記載すべきである。

- ① 事業が法第4条各号に掲げるものであること。
- ② 事業計画の内容（目的）
- ③ 使用認可の申請に至った経緯
 - ・用地又は使用権の取得方法の検討状況・経過
 - ・当該事業に本法以外の方法によって、用地又は使用権を取得しようとした場合には、その経緯、進捗状況等
 - ・用地又は使用権が取得できない理由として、事業計画に理解が得られないためか、補償金額に折り合いがつかないためか等
 - ・事業区域に連続する地上及び浅深度地下部分の用地取得の状況・見込み等
- ④ 事業の施行に関して、免許、許可又は認可等が必要である場合、議会又は取締役会の議決が必要である場合等には、当該処分又は手続を終えたこと
- ⑤ 共同申請の場合には、その理由・経緯等、共同申請する事業区域とは別に単独施行する区域がある場合には、その旨

第4節 事業計画書の作成方法

1 記載事項と添付書類

事業計画書とは、事業の内容を説明するものであり、次の事項を記載すること。なお、内容を説明する参考書類があるときは、あわせて添付することとされている（規則第9条第1号）。

- (1) 事業計画の概要
- (2) 設置する施設又は工作物の工事の着手及び完成の予定時期
- (3) 事業に要する経費及びその財源
- (4) 大深度地下において事業の施行を必要とする公益上の理由
- (5) 事業区域を当該事業に用いることが相当であり、又は大深度地下の適正かつ合理的な

利用に寄与することとなる理由

2 作成方法

(1) 「事業計画の概要」

(イ) 事業計画書の総論ともいふべきものであり、工事計画だけでなく、申請に係る事業の目的及び内容を具体的に説明すること。

なお、法第12条第1項の規定により事業者が作成する事業概要書においても「事業計画の概要」を記載することとされている（第2章2参照）が、ここでいう「事業計画の概要」は、使用認可申請時点におけるものとする。

(ロ) 申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、まず、全体計画について説明（既に、事業に着手している場合には、その進捗状況についても明らかにすること。）し、次に申請に係る事業について全体計画との関連を示して説明すること。

(ハ) 事業の内容は、できる限り数字をあげて説明すること。

(ニ) 使用認可を受けようとする事業は、その事業本来の効用を全うすることができるように構成すること。

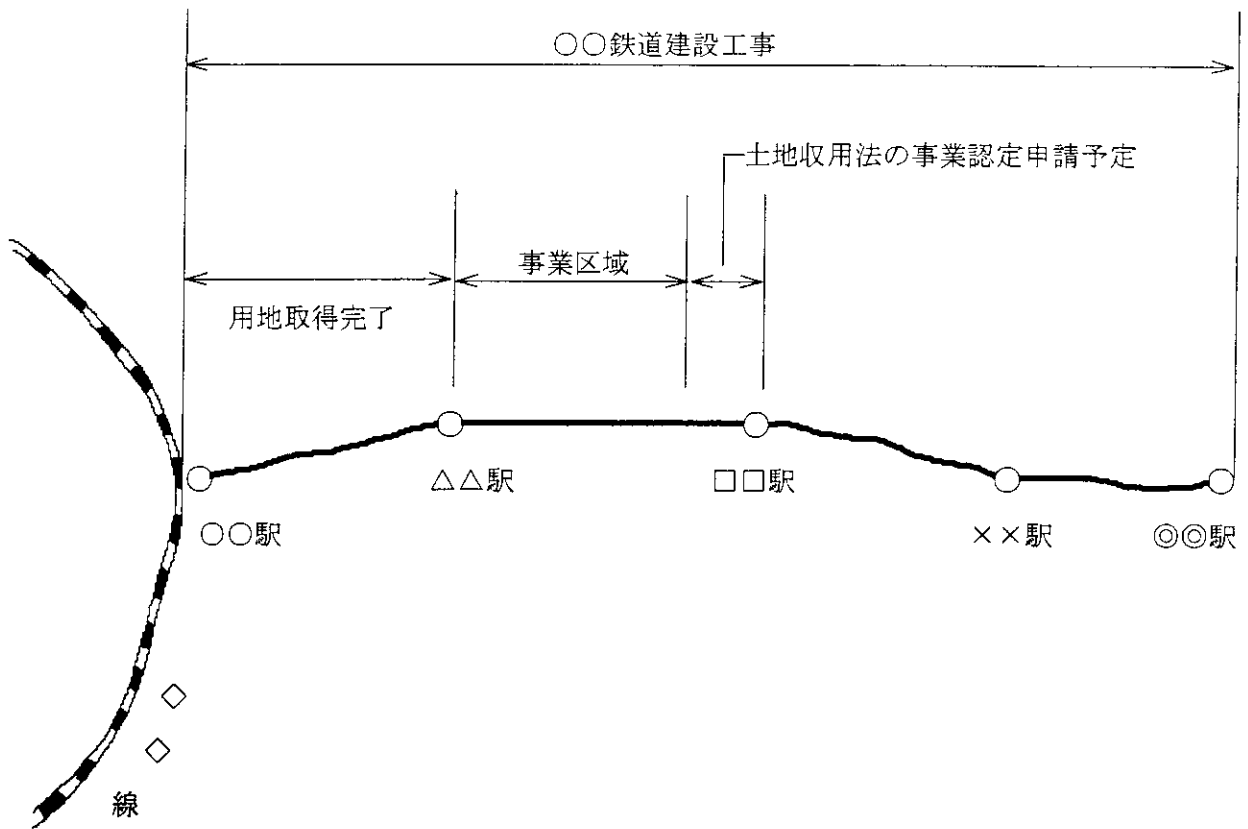
使用の認可は、当該事業の公益性や大深度地下の利用の合理性等を判断する処分であるので、使用認可の申請は、原則としてそれらの判断が可能となるような一つのまとまり（使用認可申請単位）でなければならない。

例えば、高速道路建設事業の場合には、二つのインターチェンジの間の区間を、鉄道建設事業の場合には、貨客の輸送ができるように駅から駅までの間を、電気事業（送電線建設事業）の場合には、変電所から変電所までの区間を事業として構成すること。

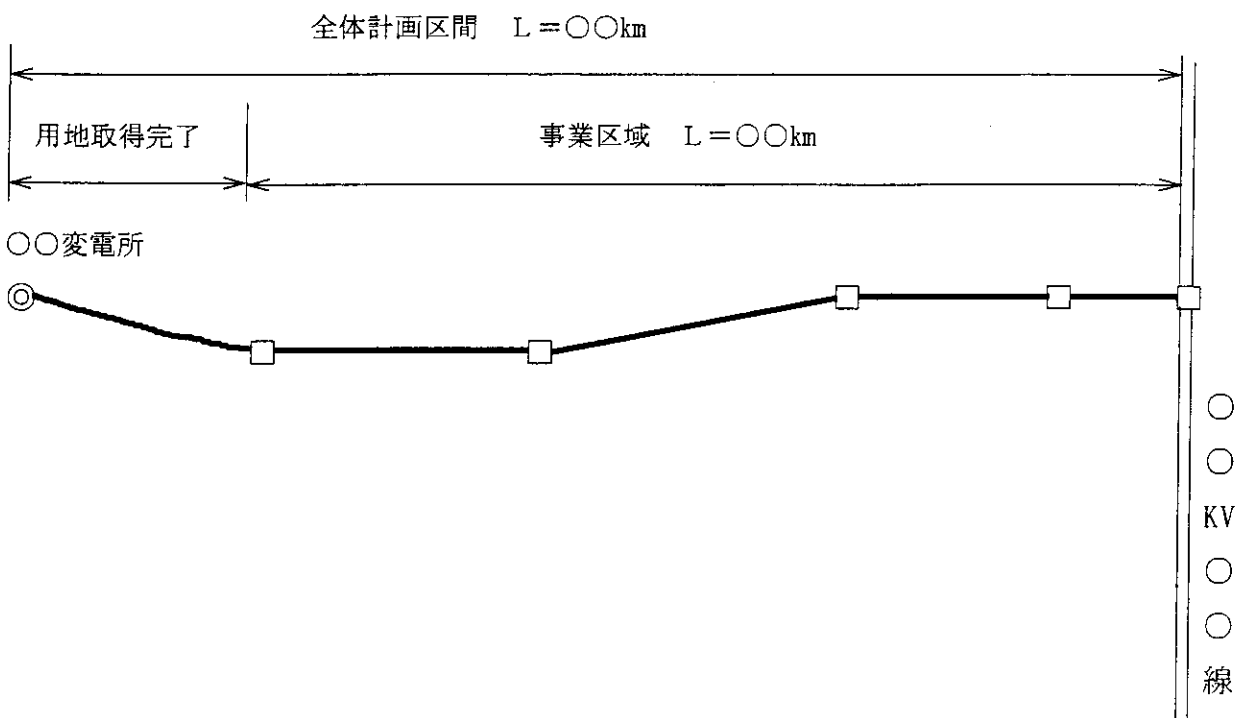
ただし、大深度地下を使用する事業の場合、全体としてみれば、事業が大深度地下空間のみで完結することなく、地上及び浅深度地下もあわせて使用する場合が想定されるので、土地収用制度の活用などによって、大深度地下を使用する区域と連続する地上及び浅深度地下部分の用地（使用权）取得の見込みが立っている等の事情がある場合には、使用の認可を申請する区域を上記単位の一部とすることもできる（例えば、駅と駅の間が浅深度地下と大深度地下にわたるような場合でも、大深度地下に当たる部分のみについて申請することも可能）。

この場合には、地上及び浅深度地下に係る工区についての用地・使用权取得の状況又は取得予定を説明すること。また、当該工区を含めた全体計画（又はその一部）の概略を図上に表した概要図を添付することが望ましい。

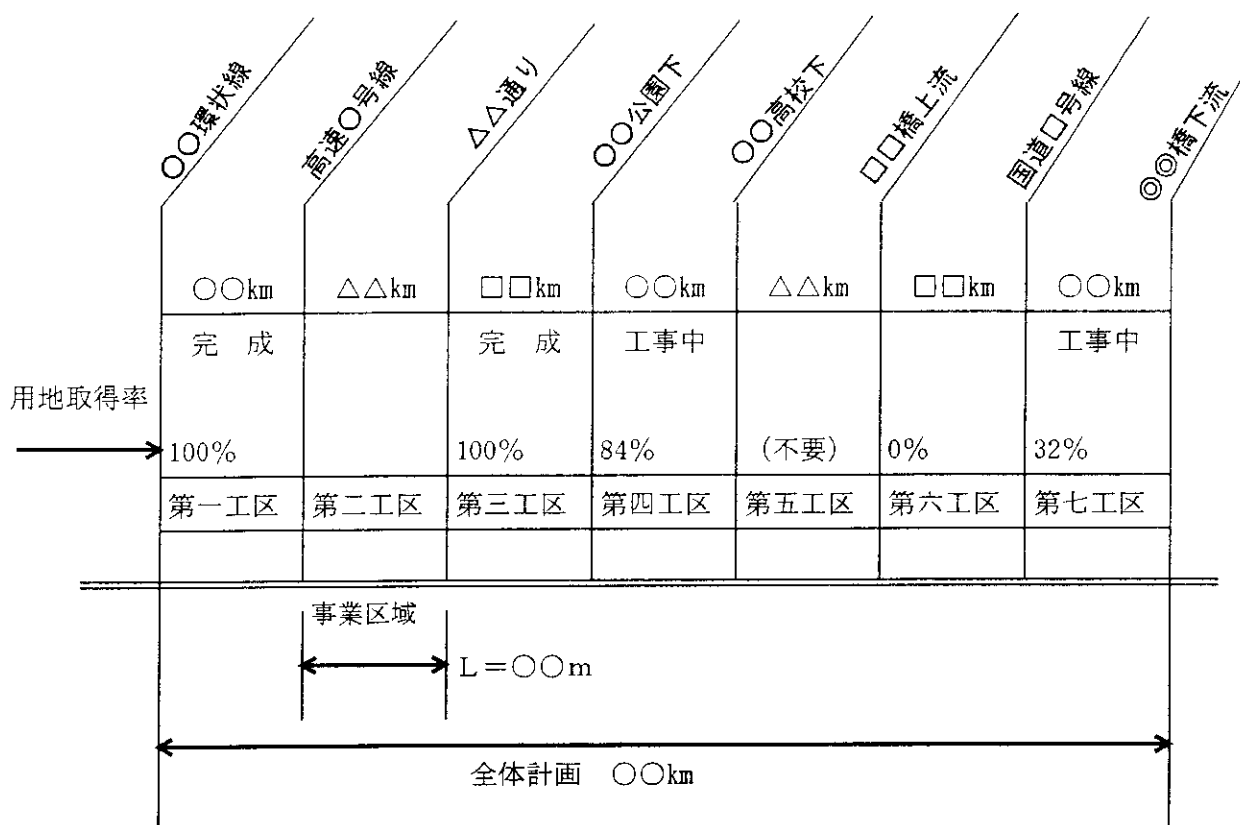
概要図の例①



概要図の例②



概要図の例③



(ホ) 記載すべき事項は、事業の種類によって差異があるが、この項をみれば施行しようとする事業の概略が明らかになるようにすること。

例えば、鉄道事業、道路事業、電気事業の場合には、次のような事項が明らかとなるように記載することが望ましい。

【鉄道事業の場合】

- ア 施行区間
- イ 延長
- ウ 軌間
- エ 施工基面の幅
- オ レールの種類
- カ まくら木の材質、敷設間隔
- キ 最小曲線半径
- ク 最急勾配
- ケ その他主要施設（駅、信号機、操車場、車庫等）

【道路事業の場合】

- ア 施行区間
- イ 延長
- ウ 構造規格 ○種○級（○地部）
- エ 幅員 全体幅員と車道、歩道、路肩、側帯等の幅員構成、幅員構成が
変わる部分についてはその区間と幅員構成
- オ 設計速度
- カ 計画交通量（平成 年度）
- キ 最小曲線半径
- ク 最急縦断勾配
- ケ 主要工作物（インターチェンジ、料金徴収所等）

【電気事業の場合】

- ア 設備の種類（発電所、変電所、送電線等）
- イ 設備の内容（亘長、電圧、電気方式、回線数、電線の種類等）
- ウ 送電容量

(ハ) 事業計画の最終的な完成の前に暫定的に供用を開始等するときは、その旨を記載すること。

例えば、4回線の送電線をつくる計画があるにもかかわらず、当面、2回線について工事を行い、暫定供用をはじめる計画があるときは、その旨及び時期を示す。

(ト) 第4条第13号に関する事業、すなわち、附帯事業を施行する場合には、その事業内容を明示すること。

(2) 設置する施設又は工作物の工事の着手及び完成の予定時期

(イ) 申請に係る事業により設置される施設等の工事に着手する時期（結果として、使用認可申請書の「使用の開始の予定時期」と同じとなる。）及び物理的な工事の完成の予定時期を記載する。

(ロ) 申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、全体計画についての時期も記載すること。この場合には、事業開始の時期（用地交渉着手の時期）も合わせて記載すること。

(例) 全体計画

開始の時期	平成10年4月1日
着工の時期	平成14年4月1日
完成の時期	平成18年3月31日

事業計画

着工の時期	平成14年4月1日
-------	-----------

完成の時期 平成16年 3月31日

(ハ) 事業計画の最終的な完成の前に暫定的に供用を開始等するときは、その時期を明示すること。

(例) 着工の時期 平成14年 4月 1日

暫定供用開始の時期 平成16年 4月 1日

完成の時期 平成18年 3月31日

(ニ) 施設等の完成後直ちに供用開始しないときは、供用開始日を明示すること。

(3) 「事業に要する経費及びその財源」

(イ) 本項の記載を必要としている理由は、事業者が当該事業を遂行する十分な経済的能力を有するか否か（法第16条第4号）を審査するためである。

必要な予算措置等が講じられていない場合には、使用認可を受けることができない。

(ロ) 申請に係る事業が全体計画の一部であるときは、全体計画の事業費もあわせて記すことが望ましい。

(ハ) 経費区分、例えば、工事費、用地費及び補償費（用地費は全体計画にかかるもののみ）、運営費、その他に区分して明記することが望ましい。

共同申請の場合には、各事業者の経費の負担割合等を経費区分ごとに明らかにすべきである。

(ニ) 国が行う事業については、所管、会計名及び項目を明らかにする。

(ホ) 都道府県等の事業で国の補助を受けている場合は所管会計名等を明らかにした上で、補助率を示し、根拠法令を明らかにしておくことが望ましい。

(ハ) 財源が二つ以上あるときは、それぞれの額又は負担割合を記載すること。

(ト) 起債を財源とするときは、その額、発行の許可がされているときには、その旨又は許可がされていないときには不許可になったときに他の財源（例えば一般県費）で充当する旨を記載しておくこと。

(4) 大深度地下において事業の施行を必要とする公益上の理由

(イ) 本項の記載を必要としている理由は、申請に係る事業が、大深度地下を使用する公益上の必要があるものか否か（法第16条3号）を審査するためである。

(ロ) まず、事業を施行する必要性及びその必要性が公益目的に合致していること、さらに、その上で、当該事業の施行のため、地表や浅深度地下ではなく、大深度地下を使用する必要性があることについて具体的に記述すること。

① 事業の施行を必要とする公益上の理由としては、当該事業を施行しない場合の社会的又は経済的な不利益及び当該事業を施行した場合の社会的又は経済的な利益という消極、積極の両面が考えられるが、この両面より考察すること。この場合、次の点に留意すること。

ア 統計等により具体的な説明をすることが望ましい。

(例) 鉄道事業……現在の輸送量、増加率、現軌道の許容輸送量、10年又は20年後の推定輸送量及び増加の見通し、混雑度

電気事業……現在の稼働能力、今後の需要見通し、供給支障予測

イ 直接効果（例えば、輸送時間の短縮、輸送量の増大等）のみならず間接効果も記すこと。

ウ 附帯事業（第4条第13号）を施行する場合の公益性も明記すること。

- ② 大深度地下を使用する必要性については、当該事業を大深度地下において施行した場合と地上又は浅深度地下で施行した場合について、社会的又は経済的な利益・不利益の両面から比較し、大深度地下において施行する場合の、いわゆる純利益が、地上又は浅深度地下で施行する場合のそれを上回ることを、地上又は浅深度地下で当該事業を実施する場合に想定される代替案の比較等により明らかにすること。

この際考慮すべきポイントとしては、次のようなものが挙げられる。

ア 事業期間（権利調整期間を含む。）の長短

イ ルート設定の合理性

ウ 事業費（用地費、工事費、補償費等）の面からの比較

エ 騒音・振動の軽減等による居住環境への影響面等からの比較

オ 移転対象となる物件の多少

カ 施設利用者の移動・アクセスの容易性

なお、都市計画決定されている施設等については、代替案の資料を省略することができる。

(5) 事業区域を当該事業に用いることが相当であり、又は大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与することとなる理由

(イ) 本項の記載を必要としている理由は、事業計画が大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与するものか否か（法第16条第5号、基本方針に定められた第6条第2項第2号に掲げる事項）を審査するためである。

(ロ) 事業区域の選定が適正である旨及びその理由を記載すること。他の区域を選定せず、なぜ、この区域にしたかという理由を具体的に記載し、事業区域の特定性を明らかにすること。その際、考慮すべき基本的なポイントとなりうる項目を例示すれば次のようなものが挙げられる。

ア 全体計画の位置付けからみた当該事業区域の位置付け

イ 事業の目的を果たし得る最も有効な位置にあること（利用効率等）

(7) 地盤等の自然条件から来る位置付け

(イ) 要する経費（経済性）の面からみた妥当性

- (ウ) 技術的見地から当該事業区域でなければならない又は当該事業区域が最適であるとの観点からの位置付け など
- エ 施行しようとする事業の種類・内容からみて事業区域の規模が適切であること
- オ 支障となる物件の多少
- カ 周辺の大深度地下等の利用状況や事前の事業間調整（第12条）の結果を踏まえた位置付け、他の公共事業との調整の有無・支障回避措置の程度
- ク 事業の施行に伴い、事業区域に近接する既存施設に対して支障があるかどうか、又は支障が生じるおそれがあるかどうか（支障がある場合には講ずべき措置）など
- (ハ) 附帯事業（法第4条第13号）については、本体事業との関係で事業区域選定理由を明確にすること。

第5節 事業区域表示図の作成方法

1 総 説

使用認可申請書に添付しなければならない事業区域を表示する図面は、平面図、縦断面図、横断面図、その他必要な図面であり（規則第9条第2号）、平面図は、事業区域位置図（規則第9条第3号イ）と事業区域表示図（平面図）（同号ロ）の2種類からなる。

事業区域表示図は、これらの図面により、事業区域がどこに存するかを明らかにするためのものであり、土地所有者及び土地に定着する物件に関して所有権その他の権利を有する者が自己の権利に係る土地の地下が事業区域に含まれ、又は自己の権利に係る物件が事業区域にあるか否かを明らかにするためのものである。

事業区域表示図として作成する必要がある図面及びその縮尺は、下表のとおりとする。

作成する必要がある図面		標準の縮尺	
事業区域表示図	平面図（事業区域位置図）	25,000分の1	
	平面図	1,000分の1（土地の利用度が低い場合のみ、2,500分の1～3,000分の1）	
	縦断面図	鉛直方向	100分の1～200分の1
		水平方向	1,000分の1～2,000分の1
	横断面図	100分の1～200分の1	
	その他必要な図面	必要に応じ俯瞰図等	

2 事業区域位置図の作成方法

(1) 縮尺25,000分の1（25,000分の1がない場合は50,000分の1）の一般図によって事業区域に係る土地（大深度地下の事業区域を地上に投影した範囲）の位置を示すこと。

原則として国土地理院発行の25,000分の1の地形図を用いることが望ましい（複写する場合は、国土地理院の承認が必要とされる。）。

(2) 符号は、国土地理院発行の50,000分の1の地形図の図式により、これにないものは適宜のものによるものとする。

(3) 事業区域位置図と事業区域表示図との関係は、事業区域位置図の事業区域付近を拡大したものが事業区域表示図に相当すると考えられるので、できるだけ忠実に事業区域を事業区域位置図の上に表すこと。

表示の方法は、適宜の色で事業区域を着色し、「事業区域」の語をもって着色部分を指示すること。（事業区域が申請単位に満たない場合は、申請単位に当たる部分を事業区域と事業区域外を別の色にすること。）

(4) 全体計画の一部を施行する事業である場合は、事業区域の位置図に全体計画の施行予定を明記することが望ましい。

(5) 図面上には、起・終点の地名を明示すること。

3 事業区域表示図（平面図）の作成方法

(1) 縮尺100分の1から3,000分の1程度までの間で、事業区域を表示するに便利な適宜の縮尺の地形図によって事業区域に係る土地は薄い黄色で着色し、事業区域内に井戸その他の物件があるときは、当該物件が存する土地の部分を薄い赤色で着色すること（規則第9条第3号ロ）。物件に関する調書に記載された物件の番号（規則別記様式第8参照）を用いて、当該物件を特定すること。

(2) 事業区域の表示は、事業区域に係る土地又はこれに定着する物件に関して所有権その他の権利を有する者が、自己の権利に係る土地の地下が事業区域に含まれ、又は自己の権利に係る物件が事業区域にあることを容易に判断できるものでなければならない（法第14条第4項）から、縮尺については、縮尺1,000分の1を標準にし、事業区域に係る土地の利用度が低い場合にのみ、2,500分の1から3,000分の1にすることが望ましい。

(3) 地形図は、事業区域に係る土地及びその付近における顕著な地形、地物等（概ね国土地理院発行の50,000分の1の地形図に記載されている河川、道路、官公署等）を記載した図面とし、これだけでは事業区域に係る土地の範囲が分かりにくいときは、主要な建物その他固定性の高い物件をも記載すること。

(4) 必ずしも実測した地形図による必要はなく、道路台帳図（道路法施行規則第4条の2に規定する道路台帳を組成する図面）等既存の地形図をもとに作成してもよい。符号は

国土地理院発行の地形図の図式により、これにないものは適宜の図式によること。

- (5) 公図（旧土地台帳附属地図）等は地形図ではなく、事業区域に係る土地を表示する図面としては適当でないから用いないこと。
- (6) 図面には縮尺、方位、凡例をつけること。図面が数枚になるときには、図面番号をつけること。
- (7) 事業区域に係る土地を着色する際には次の諸点に注意すること。
 - (イ) 使用認可申請書に記載する「事業区域」は、当該事業区域に係る土地の所在及び地表からの深さをもって表示することとなっている（規則第8条第2項）が、事業区域とは、事業を施行する区域のことであるから、図面で事業区域に係る土地を表すときは、字内のすべての土地を着色すべきではなく、字内の土地で事業を施行するに必要な区域に係る土地を着色すること。
 - (ロ) 事業区域に係る土地の範囲が明確になるよう、ていねいに着色すること。
 - (ハ) 事業区域表示図では、「薄い黄色」、「薄い赤色」は特別の意味を持っているので、他の用途に用いないこと（(1)参照）。
- (8) 図面上、字名及び字の境界を明らかにし、事業区域に係る土地が字内にあることを明確に表示すること。
- (9) 物件については、調書に記載されたものを図示すること。ただし、事業区域に近接している（原則として、大深度地下施設と既存施設等の離隔距離が大深度地下施設のトンネル外径（1D）程度の場合）既存の施設又は工作物その他の物件についても、合わせて表示することが望ましい。

4 事業区域表示図（縦断面図）の作成方法

- (1) 縮尺は、鉛直方向につき100分の1から200分の1まで（1枚の図面（A0～A1サイズ程度）に入りきらない場合においては、適宜変更してもよい。）、水平方向につき1,000分の1から2,000分の1までとする。
- (2) 鉛直方向に表示する範囲は、地表から当該事業区域が収まる範囲とする。また、地表部分には、顕著な地形、地物等（概ね国土地理院発行の50,000分の1の地形図に記載されている河川、道路、官公署等）の位置を記載し、必要に応じ、主要な建物その他固定性の高い物件の位置をも記載すること。

また、図面には、深度を表示した目盛り等を付ける等、容易に深度が分かるようにすること。なお、この場合の深度については、地表面からの土被りではなく、東京湾平均海面等、当該地域で一般的に用いられている基準点からの鉛直距離をもって表示すること。
- (3) 図面には、縮尺、凡例をつけること。また、適宜、事業区域の規模（外径等）、勾配

等を数値を用いて表示すること。

- (4) 事業区域内に物件があるときは、当該物件を図示すること（規則第9条第4号）。物件に関する調書に記載された物件の番号を用いて、当該物件を特定すること。また、事業区域表示図（平面図）に表示された近接する既存施設等についても、図示することが望ましい。

5 事業区域表示図（横断面図）の作成方法

- (1) 縮尺は、100分の1から200分の1までとする。
- (2) 作成する図面は、当該事業区域の代表的な断面とする。
- (3) 事業区域表示図（縦断面図）に合わせて図示してもよい。
- (4) 適宜、事業区域の大きさ（外径等）を数値を用いて表示すること。
- (5) 事業区域表示図（横断面図）の作成に当たり、断面としたポイントを平面図又は縦断面図に明示すること。

6 その他必要な図面について

その他必要な図面とは、平面図、縦断面図、横断面図の3種類の図面のみでは、事業区域の位置を適切に表示することが難しい場合（例えば、ねじれがある等）に、必要に応じて添付する俯瞰図等の図面である。

第6節 事業計画表示図の作成方法

1 総説

事業計画を表示する図面は、事業計画の内容を図面で表示するものであり、縮尺50分の1から3,000分の1程度までの平面図、縦断面図、横断面図その他必要な図面を用いて、施設等の位置・内容が明らかとなるよう作成する（規則第9条第5号）。

事業計画表示図として作成する必要がある図面及びその縮尺は、下表のとおりとする。

作成する必要がある図面		標準の縮尺	
事業計画表示図	平面図	1,000分の1	
	縦断面図	鉛直方向	100分の1～200分の1
		水平方向	1,000分の1～2,000分の1
	横断面図（施設の構造）	50分の1～200分の1	
その他必要な図面	必要に応じ俯瞰図等		

2 作成方法

- (1) 事業計画を表示する図面のうち、平面図、縦断面図、横断面図については、原則として事業区域表示図（平面図・縦断面図・横断面図）と併用すること。
- (2) 縮尺については、事業区域表示図と同様の縮尺とするのを原則とする。ただし、横断面図については、100分の1から200分の1までの縮尺では、施設の内部構造を明らかにし難い場合は、必要に応じ、50分の1程度の縮尺とする。
- (3) 事業区域表示図と併用しない場合においても、同一の縮尺のものであることが望ましい。また、事業区域表示図と併用しない場合、第5節を参照して、それぞれの図面を作成すること。
- (4) 施設の位置・内容を明らかに図示することについては、事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載した事項が明らかとなるよう、施設の位置・内容を明示すること。
- (5) 申請に係る事業が、全体計画の一環又はある事業の一部であるときは、全体計画又は事業の全体の大略を事業計画書中「事業計画の概要」の項に記載すべきであるが、本図面には、申請にかかる事業の事業計画のみを表示すれば足り、全体計画又は事業の全体を表示する必要はない。
- (6) その他必要な図面は、事業計画が複雑なため、平面図、縦断面図、横断面図では、事業計画の内容が明らかにし難い場合に、必要に応じて添付するものである。なお、事業区域表示図のその他必要な図面で明らかになる場合は、添付する必要はない。

第7節 大深度地下証明書類の作成方法

1 総説

大深度地下使用制度は、土地所有者等による通常の利用が行われないう大深度地下の特性を踏まえ、「大深度地下」という特別の空間に限って、土地所有権に優先して公共の利益となる事業のために使用権を設定しようとするものであり、土地の収用・使用に関する一般法である土地収用法と比較して、事後補償の手続など、特別の手続等を定めるものである。

したがって、使用認可に当たっては、「事業が対象地域における大深度地下で施行されるものであること」を審査する必要があり（法第16条第2号）、その判断資料として、使用認可申請書に「事業区域が大深度地下にあることを証する書類」を添付しなければならないとされている（法第14条第2項第4号）。

なお、規則では、上記書類は、「ボーリング調査、物理探査等による地盤調査の結果を記載して、当該事業区域が大深度地下にあることを明らかにしたもの」とされている（第

9条第6号)。

2 作成方法

(1) 大深度地下の特定方法

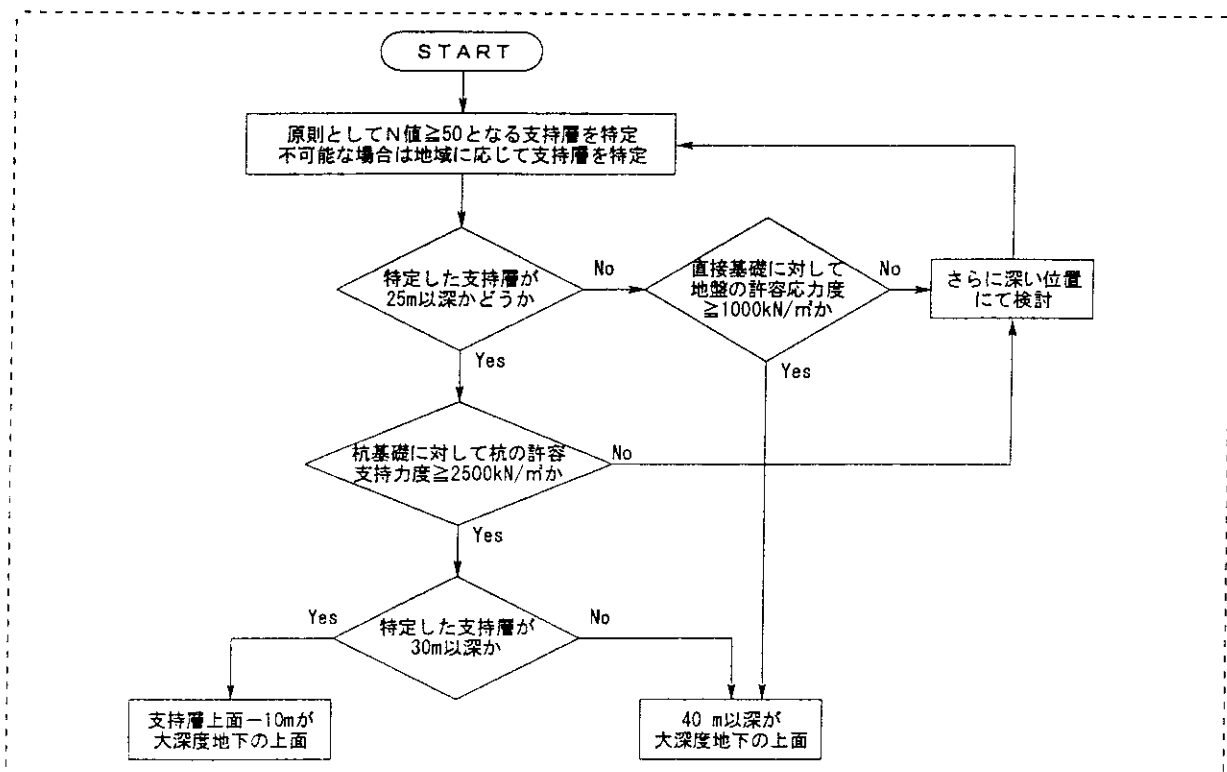
大深度地下は、第1章「1 大深度地下の定義」で述べたとおり、支持地盤の深さにより決定される。

支持地盤は、

- ① 原則としてN値が50以上の地盤（ただし、N値50以上の地盤を特定することが困難な地域においては、周辺の建築物の基礎形式、選択されている支持地盤等を参考に、地域特性に応じて別途検討）
- ② ①の地盤が、25メートルより浅い場合は、建築物は直接基礎形式を想定するため、昭和46年建設省告示第111号の第2の表（1）項長期応力に対する地盤の許容応力度の欄に掲げられる式により算出される数値が $1,000\text{kN/m}^2$ 以上の条件を満たす地盤、また、①の地盤が25メートルより深い場合は、建築物は杭基礎形式を想定するため、平成13年3月23日国土交通省告示第291号において算出される数値が $2,500\text{kN/m}^2$ 以上の条件を満たす地盤

となる。

支持地盤を特定するための手順を示すと下図のようになる。なお、詳細については、「大深度使用技術指針・同解説」を参照されたい。



(2) 書類の作成方法

大深度地下にあることを証する書類として、以下の書類及び図面を作成すること。なお、土質柱状図を土質縦断図に直接記入するなど、併用できるものは適宜併用して差し支えない。

- ① 地盤調査（ボーリング等）を実施した地点を示す平面図（縮尺は適宜）
- ② 土質柱状図
- ③ 土質縦断図（縮尺は、水平方向1,000分の1から5,000分の1程度まで。鉛直方向100分の1から500分の1程度まで。）

支持地盤の上面及び大深度地下の上面、事業区域の位置を分かりやすく表示すること。②の土質柱状図を簡略したもの（概要図）も合わせて表示することが望ましい。深度が容易に分かるように、目盛りを記入すること。

- ④ 土質縦断図を作成するに当たり、地盤の連続性を検討した根拠（例えば、採用した物理探査等地盤調査の方法及びその結果等）
- ⑤ 上記(1)の計算の過程及び数値の根拠
- ⑥ 支持地盤の特定をN値ではなく、当該地域における周辺の建築物の基礎形式、選択されている支持地盤等を参考に検討した場合には、それらの資料

ボーリングの間隔、支持地盤の連続性を検証するための方法の選択等については、周辺の状況や当該地域の地盤の特性等を踏まえ、決定すること。

なお、これらの作業が適正かつ円滑に行えるよう、国土交通省において、「大深度地下利用地盤調査マニュアル（仮称）」を検討しているところであり、平成13年度末に取りまとめる予定である。

第8節 物件に関する調書の作成方法

1 総説

大深度地下には、その数は多くなくとも井戸や温泉井等が既に設置されている可能性があり、このような地下に使用権の設定を行うには、当該既存物件の移転・除却が必要となる。

この場合において、使用の認可に当たっては、その要件の一つとされている「事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でない」と認められること」（第16条第7号）を審査する必要

があり、その判断の資料として、使用認可申請書に調書（物件に関する調書）を添付することとされている（法第14条第2項第5号）。

2 記載事項

調書には、次の事項を記載すること（法第13条第1項、規則第7条）。

(1) 物件がある土地の所在及び地番

「土地の所在、地番」は、それぞれ、不動産登記法上の概念であり（同法第78条）、これらについては、原則として土地登記簿上の表示を記載する（「土地の所在」については、都道府県、郡、市、区、町、村、大字及び字をもって表示することとなる。）。ただし、登記簿に記載がないとき等は、字までの名称によること。

(2) 物件の種類及び数量並びにその所有者の氏名及び住所

(3) 物件に関して権利を有する者の氏名及び住所並びにその権利の種類及び内容

(イ) 「物件に関して権利を有する者」とは、物件に関する賃借権者、抵当権者、仮登記上の権利者、買戻権者、差押債権者、仮差押債権者等がこれに該当する。

(ロ) 「権利の種類及び内容」については、具体的に、かつ、詳細に記載すること。単に「賃借権」「使用借権」等と記載するのみではなく、契約目的、存続期間、賃貸料等も記載することが望ましい。

(4) 調書を作成した年月日

(5) 物件又は物件に関する権利に対する損失の補償の見積り及びその内訳

(イ) 見積りの対象となる補償の範囲は、法第32条（事業区域の明渡しに伴う損失の補償）の規定により補償すべき範囲、すなわち、「物件の引渡し等により物件に関し権利を有する者が通常受ける損失」と一致する。具体的には、当該物件が移転可能なものであれば、移転料（移転費用）を、井戸・コンクリート工作物等のように土地に附着した物件で移転不能なものであれば、新設に要する費用（買い取る場合には、その物件の対価）、それらが営業用施設であれば、上記に加え、営業補償、及びこれらに係る移転雑費等の諸費用が該当する。

(ロ) 「損失の補償の見積り及びその内訳」については、積算の基礎を明らかにしなければならない（規則別記様式第8備考2）。積算項目は、概ね、(イ)に記載した、移転料、対価補償（買い取り額）、移転雑費、営業補償等とし、項目ごとに、積算内訳・根拠を記載することが望ましい。

様式については、規則別記様式第8を参照されたい。なお、様式には、上記のほか、「物件の番号」を記載することとされている（この番号は、事業区域表示図において物件を図示する際に使用される。）。

3 作成方法

- (1) 調書の作成時期については、事前の事業間調整（法第12条）段階で作成済みである必要はなく、使用の認可申請時までには作成すればよい（ただし、その内容は、申請時点での状況によるべきである。）。
- (2) この調書に記載すべき「物件」には、事業区域内に存在する井戸、温泉井、地下工作物（公共・公益事業に供されているトンネルなど）等が該当する。事業区域に係る土地に定着している物件でも、事業区域の深さに至らないものは記載する必要はない。
- (3) 調書の記載事項は、物件ごとに記載しなければならない。ただし、同一の地番内に、所有権その他の権利を有する者を同じくする同種の物件が複数ある場合には、それらの物件をまとめて記載することができる（規則別記様式第8備考1）。
- (4) 調書に記載されるべき物件の範囲については、事業により移転又は除却が必要となる（法第31条第3項の規定により引渡し又は移転の対象となる物件の範囲と一致）ものである。移転して利用・処分をするだけの経済的利益のない物件については、補償を要せず、法第31条第3項の移転義務がかからないと解されるが、こうした物件についても、調書には記載すべきである。
- (5) あらかじめ移転・除却につき所有者の合意が得られている場合や、事業者が所有する物件についても、調書に記載すべきである。
- (6) 物件が、法第14条第2項第8号の「この法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業」による施設である場合は、「物件の所有者」を「事業の用に供する者」とし、規則別記様式第8にある「(5) 所有権以外の権利の種類及び内容」、「(6) (5)に係る損失の補償の見積りの額」、「(7) 所有権以外の権利を有する者の氏名及び住所」の記載に代えて、(5)として、事業の用に供する者の意見書（使用認可申請書に添付する法第14条第2項第8号の意見書）の有無を記載すること（規則別記様式第8備考3）。
- (7) 事業者に過失がなく物件に関して権利を有する者を知ることができない場合又は物件に関する権利について争いがある場合には、その旨を記載すること（規則別記様式第8備考4）。なお、「過失がなく……知ることができない」とは、事業者が登記簿の閲覧、登記名義人への照会、周辺住民への照会、占有関係等の現地調査により真摯な努力をしたにもかかわらず知ることができないことをいう。
- (8) 土地所有者、関係人その他の者が正当な理由がないのに調書の作成のための立入りを拒み、又は妨げたため、調査をすることが著しく困難であるときは、他の方法により知ることができる程度で作成すれば足りる。この場合には、その旨附記すること（規則別記様式第8備考5）。「他の方法」としては、聴き取り調査、公簿の記載事項の援用、近隣地からの観察等が考えられる。

(9) この調書に記載された物件の所有者その他の権利者の署名押印は必要ない。

【調書の記載例】

調 書

物件の番号 ①

- (1) 物件がある土地の所在及び地番
東京都〇〇区〇〇一丁目〇〇番〇
- (2) 物件の種類（大きさ等を含む。）及び数量
温泉井（全長〇m・口径△mm） 1本
- (3) (2)に係る損失の補償の見積りの額
金×××, ×××, ×××円

- 移 転 料 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 営 業 補 償 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- 移 転 雑 費 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

[内訳]

- 移 転 料 △△△△ 〇〇〇, 〇〇〇円
- 営 業 補 償 固定経費 〇〇〇, 〇〇〇円
- 人 件 費 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
- そ の 他 〇〇〇, 〇〇〇円
- 移 転 雑 費 法令上の手続に要する費用
 △△△△ 〇〇, 〇〇〇円

- (4) 物件の所有者の氏名及び住所
東京都〇〇区〇〇一丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇

- (5) 所有権以外の権利の種類及び内容
抵当権
[内容]
抵当権設定契約の日 平成〇年〇月〇日
被担保債権の発生原因とその日 金銭消費貸借についての同日抵当権設定契約

- (6) (5)に係る損失の補償の見積りの額
金×, ×××, ×××円
[積算根拠]
.....

- (7) 所有権以外の権利を有する者の氏名及び住所
〇〇県〇〇市〇〇番〇〇号
□□□□

物件の番号 ②

- (1) 物件がある土地の所在及び地番
東京都〇〇区〇〇一丁目〇〇番〇
- (2) 物件の種類（大きさ等を含む。）及び数量
通信回線用洞道（トンネル）の一部
- (3) (2)に係る損失の補償の見積りの額
金×, ×××, ×××円
[積算根拠]

(〇〇〇費) × (〇〇率) + (△△△費) - (□□価格) = ××, ×××円

- (4) 事業の用に供する者の氏名及び住所
東京都〇〇区〇〇三丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇
代表取締役 〇〇〇〇
- (5) 事業の用に供する者の意見書の有無 有り

物件の番号 ③

- (1) 物件がある土地の所在及び地番
東京都〇〇区〇〇一丁目△△番△
- (2) 物件の種類(大きさ等を含む。)及び数量
井戸(全長〇m、口径△mm) 3本
- (3) (2)に係る損失の補償の見積りの額
金×××, ×××, ×××円
移 転 料 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
買い取り料 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
〔内訳〕
移 転 料 (単価) 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 × 2本
買い取り料 (単価) 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 × 1本
- (4) 物件の所有者の氏名及び住所
東京都〇〇区〇〇一丁目△△番△
〇〇〇〇
- (5) 所有権以外の権利の種類及び内容
なし
- (6) (5)に係る損失の補償の見積りの額
なし
- (7) 所有権以外の権利を有する者の氏名及び住所
なし

物件の合計数量 5件

上記のとおり、大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第13条の規定によって調書を作成する。

平成〇年〇月〇日

事業者 氏名 〇〇 〇〇



第9節 耐力計算関係書類の作成方法

1 総 説

大深度地下は、現存する最大規模の超高層ビルを建設する場合にも通常使用されることのない空間であり、土地所有者等による通常の利用を制約するものではない。

一方、大深度地下で実施される事業により設置される施設等の建設に際しては、上記の

ような建築物（通常の建築物）が設置された場合に想定される荷重に対応した適切な構造をとることが求められる。

このため、使用の認可に当たっては、「事業により設置する施設又は工作物が、事業区域に係る土地に通常の建築物が建築されてもその構造に支障がないものとして政令で定める耐力以上の耐力を有するものであること」を審査する必要がある（法第16条第6号。政令で定める耐力については、施行令第5条を参照）、その判断資料として、使用認可申請書に、「事業により設置する施設又は工作物の耐力」（法第14条第1項第4号）を記載するとともに、申請書に「耐力の計算方法を明らかにした書類」を添付しなければならないとされている（法第14条第2項第6号）。

2 作成方法

上記の使用の認可の要件を満たすためには、大深度地下に設置する施設等が、平成13年3月23日国土交通省告示第292号に規定されているように、設置する施設等の頂面において作用する荷重に対する耐力以上の耐力を有していればよい。

したがって、まず、設置する施設等の頂面において作用する荷重を算出する。

この荷重は、通常の建築物の建築により作用する荷重、土圧及び水圧の合計により求めることとされている。通常の建築物の建築により作用する荷重については、平成13年3月23日国土交通省告示第293号、同国土交通省告示第294号及び国土交通省告示第295号に従い、また、土圧及び水圧については、同国土交通省告示第292号に掲げる式により、それぞれ算出する（告示に示されている計算式等の考え方等については、「大深度地下使用技術指針・同解説」を参照されたい。）。

申請書に添付する書類には、上記荷重を算出する際に使用した数値の根拠、計算過程等を明記する。

次に、設置する施設等の耐力を算定する。

この耐力の算定方法については、それぞれの事業において使用されている指針、方法等による。

添付書類には、根拠とした指針等の名称、耐力の計算方法（内訳）、設置する施設等の使用材料の条件、使用した数値の根拠等を明記すること。

第10節 安全・環境措置関係書類の作成方法

1 総 説

大深度地下の使用に当たっては、安全の確保や環境の保全に関して十分に配慮する必要

がある。

そのため、法において、その旨明記（法第5条）されるとともに、基本方針において、「安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項」が定められ、使用の認可に当たっては、「事業計画が基本方針に適合するものであること」を審査することとされている（法第16条第5号）。

そこで、その審査の資料に供するため、使用認可の申請に当たっては、「事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類」を添付しなければならないとされている（法第14条第2項第7号）。

2 作成方法

(1) 安全の確保

大深度地下の公共的使用に関する基本方針（平成13年 月 日閣議決定）の「Ⅲ 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項」において記載されている安全の確保に関する以下の事項について、どのような措置を講じているかを具体的に記載すること。なお、設置する施設又は工作物の特性等にかんがみ、特段の措置を講ずる必要がないと考えられる場合は、その旨記載すれば足りる。

① 火災・爆発

- ・施設の不燃化、可燃物の減少等の火災発生抑止
- ・線的施設での、長大な山岳トンネル、海底トンネル等類似性を有する施設の安全対策の考え方に基づいた対策
- ・点的施設での、安全度の高い防火防煙区画の採用、利用者への情報伝達の適切な実施、防火防煙対策がなされた消防用進入路の適切な配置、状況確認のためのセンサーや非常用の通信施設の設置等の対策

② 地震

- ・地上等との接続部分での被害を念頭においた施設設計
- ・空気、水、エネルギーの供給ライン等の耐震化、非常用設備の設置等の対策
- ・活断層上へ設置する場合の、地震時の適切な対策

③ 浸水

- ・止水施設の設置、十分な容量の排水設備の設置等による浸水防止
- ・施設内の漏水に対する止水性（水密性）の向上
- ・利用者への情報伝達、避難誘導のための非常用設備の設置等の対策

④ 停電

- ・複数系統の受配電システムの形成
- ・十分な容量と稼働時間を持つ非常用電源の設置

- ・受配電設備等の耐震化、浸水対策

⑤ 救急・救助活動

- ・円滑な救急・救助活動が確保できるような施設面の対策
- ・救急センターの位置表示等の情報提供
- ・関係者の協力体制の構築

⑥ 犯罪防止

- ・犯罪発生を未然に防ぐことができるような明るく見通しのよい空間設計
- ・防犯カメラの設置、警備員の巡回等の監視体制の充実及び通信手段の確保
- ・施設へのアクセスポイントにおける出入監視・管理

⑦ その他

- ・利用者に不安感を与えないようなデザインの工夫

(2) 環境の保全

環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例・要綱に基づく環境影響評価の対象となる事業については、環境影響評価書を提出すること。

また、環境影響評価を行わない場合についても、大深度地下の公共的使用に関する基本方針（平成13年4月3日閣議決定）の「Ⅲ 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項」において記載されている、環境の保全に関する以下の事項について、どのような対策を講じているかを具体的に記載すること。

なお、設置する施設又は工作物の特性等にかんがみ、特段の措置を講ずる必要がないと考えられる場合は、その旨記載すれば足りる。

① 地下水

- ・地下水位・水圧低下の原因となる施設内への漏水に対する止水性の向上
- ・地下水の流動阻害についての事前対策
- ・地下水の汚染防止

② 施設設置による地盤変異

- ・施設の施工時の地盤の変形・変位の防止
- ・長期供用時の、施設の強度低下・損傷による地盤変位の発生防止

③ 化学反応

- ・還元性の地層の酸化反応による、地下水の強酸性化、有害なガスの発生、地盤の強度低下の防止

④ 掘削土の処理

- ・施設の建設により発生する掘削土の処理・再資源化

⑤ その他

- ・施設の換気

- ・長期的な振動の人体に与える影響への対応

第11節 公共・公益施設管理者関係書類の作成方法

1 総説

使用認可の申請があった場合、使用認可の要件として「事業計画が基本方針に適合するものであること」（法第16条第5項）、「事業の施行に伴い、事業区域にある井戸その他の物件の移転又は除却が必要となるときは、その移転又は除却が困難又は不適當でないと認められること。」（同条第7号）が定められている。

事業区域の全部又は一部において、既に公共の利益となる事業が実施されている場合（公共・公益施設が存在する場合）には、申請に係る事業が新たに実施されることにより、既存事業に支障が生じるか否か、既存施設（の一部）を移設することが可能かどうか等を判断する必要がある。

そこで、その審査の資料に供するため、使用認可の申請に当たっては、「事業区域の全部又は一部が、この法律又は他の法律によって土地を使用し、又は収用することができる事業の用に供されているときは、当該事業の用に供する者の意見書」を添付しなければならないとされている（法第14条第2項第8号）。

2 作成方法

(1) 他の法律により使用又は収用している事業には、例えば、次のようなものがある。

- ① 土地収用法……同法第3条各号に列記されている事業（地下を使用することができない事業を除く。）
- ② 都市計画法……同法第11条第1項各号に列記されている都市施設（地下を使用することができないものを除く。）
- ③ 鉱業法……坑井、選坑施設、可燃性天然ガスの輸送管、鉱害予防施設等
- ④ 採石法……鉄道、軌道、索道、道路その他岩石の運搬用の施設等
- ⑤ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法……米軍基地

(2) 事業区域の全部又は一部が他の公共・公益施設に供されているかどうかは、法第13条の規定に基づいて調査し、その結果（当該事業の用に供する者の意見書の有無を含む。）は、調書（使用認可申請書に添付する法第14条第2項第5号の書類）に記載されることになる（様式は、規則別記様式第8参照）。

(3) 当該事業の用に供する者（管理者）への意見照会に当たっては、事業計画を説明し、事業区域表示図及び事業計画表示図をもって、事業区域には、当該管理者の管理する施設が存在する区域も含まれることを明らかにし、その区域を申請に係る事業の用に供して差し支えないかどうかを伺うものとする。

なお、他の公共・公益施設に供されている事業区域が次節に掲げる法令制限に係る事業区域と重複する場合は、一枚の照会及び回答文書で足りる。

(4) 意見書は、当該管理者の事業区域編入の是非についての意見が明らかであるものを得るように努めること。

(5) 意見書はコピーによる写しを添付すれば足りる。意見がないときは、その事実を明らかにするものとする（規則第9条第7号）。

(6) 照会文の写しを添付することが望ましい。

(7) 既に管理者から承諾書をとっている場合は、その写しを添付すれば足りる。

(8) 意見を求めた日から3週間を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができない事情を疎明する書類を添付すること（法第14条第5項）。

疎明書には、事業者の署名押印を要する。

第12節 法令制限区域関係書類の作成方法

1 総 説

土地利用の規制のうち、大深度地下にその制限が及ぶようなものについては、それに抵触するような事業であれば、大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与するものとはいえない。また、土地利用の制限が解除されないような事業であれば、使用認可を受けたとしても当初計画どおりに事業を遂行することはできない。

そこで、使用権設定権者が申請に係る事業が大深度地下の適正かつ合理的な利用に寄与するか否か（基本方針に定められた法第6条第2項第2号に掲げる事項への適合性）を判断するための資料とするため、使用認可の申請に当たっては、「事業区域の利用について法令の規定による制限があるときは、当該法令の施行について権限を有する行政機関の意見書」を添付しなければならないとされている（法第14条第2項第9号）。

2 作成方法

(1) この意見書は、事業の施行に当たって支障となる土地利用制限の解除の見込みについて疎明するものである。土地利用についての制限を定める法令のうち、大深度地下にそ

の制限が及ぶものとしては、道路法、河川法、砂防法等多くのものがあるが、申請に係る事業の実施に係るすべての行政機関の意見書を添付する必要がある。

(2) 事業区域の利用を制限する主な法令の規定としては、次のようなものがある。

なお、「法令」の中には、条例も含まれる。

① 道路法第43条（道路に関する禁止行為）

第91条第1項（道路予定区域の制限）

② 河川法第26条（工作物の新築等の許可）

第27条第1項（河川区域内の土地の掘削等の許可）

第55条第1項（河川保全区域内の行為の制限）

第57条第1項（河川予定地の行為の制限）

第58条の4第1項（河川保全立体区域における行為の制限）

第58条の6第1項（河川予定立体区域における行為の制限）

③ 砂防法第4条第1項（砂防指定地における一定行為の禁止及び行為制限）

④ 地すべり等防止法第18条第1項（地すべり防止区域内における一定行為の制限）

⑤ 文化財保護法第57条の2第1項（周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の届出）

第57条の3第1項・第3項（国の機関等による周知の埋蔵文化財包蔵地における発掘の通知、協議）

第80条第1項（史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限）

第91条第1項・第2項（国の機関による重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の制限）

⑥ 都市計画法第53条（建築の許可）

第65条（建築等の制限）

⑦ 下水道法第24条第1項（公共下水道に係る行為制限）

第29条第1項（都市下水路に係る行為制限）

⑧ 高速自動車国道法第14条第1項（特別沿道区域内の行為制限）

⑨ 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第7条第1項（急傾斜地崩壊危険地区内での行為制限）

(3) 事業区域の利用の制限が届出をすれば解除されるものについては、原則として意見書は不要である。

(4) 行政機関より許可、承認等をすでに得ているときはこれらの写しを添付すれば足りる。

(5) 意見書はコピーによる写しを添付すれば足りる。意見がないときは、その事実を明らかにするものとする（規則第9条第7号）。

(6) 照会文の写しを添付することが望ましい。

(7) 意見を求めた日から3週間を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添

付することを要しない。この場合においては、意見書を得ることができない事情を疎明する書類を添付すること（法第14条第5項）。

疎明書には、事業者の記名押印を要する。

(8) 法令制限に係る部分は、事業区域及び事業計画を表示する図面に、区域線や引出し線、補助線等を使って、その旨を表示することが望ましい。

第13節 事業施行権限証書の作成方法

1 総説

大深度地下の使用権は、土地収用法による土地の使用と同様に、国民の土地に強制的に使用権を設定するものである。したがって、事業がいくら公益性の高いものであっても、実際に施行される見込みの少ないものであれば、使用権を設定する合理性も乏しく、その施行の確定性が担保されていなければ使用認可をすべきではない。「事業者が当該事業を遂行する十分な意思と能力を有する者であること」（法第16条第4号）が使用の認可の要件の一つとされていることは当然であり、この点の審査資料に供するため、「事業の施行に関して行政機関の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の意見書」が、使用認可申請に際して必要な添付書類とされている（法第14条第2項第10号）。

2 作成方法

(1) この証書は、申請に係る事業の施行権限等があることを疎明するものであり、当該事業の根拠法において事業の施行に際してあらかじめ受けなければならない処分があれば、処分の有無、処分の見込みを明らかにするものである。

(2) 事業の施行に当たって必要とされる許認可等には次のようなものがある。

法第4条の各号順に例示すると次のとおりである。

- ① 第1号……道路法第22条、第24条、第75条。道路整備特別措置法第2条の2、第2条の3、第3条、第7条の2、第7条の12、第8条等。
- ② 第2号……河川法第18条、第20条、第79条。特定多目的ダム法第4条。水資源開発公団法第20条。
- ③ 第3号……緑資源公団法第22条の2。土地改良法第10条、第48条、第87条等。
- ④ 第4号……鉄道事業法第8条、第9条。全国新幹線鉄道整備法第9条。
- ⑤ 第5号……日本鉄道建設公団法第22条。全国新幹線鉄道整備法第9条。
- ⑥ 第6号……軌道法第3条、第5条。

- ⑦ 第7号……電気通信事業法第9条、第14条。
- ⑧ 第8号……電気事業法第3条、第8条、第47条、第48条。
- ⑨ 第9号……ガス事業法第3条、第8条、第37条の2等。
- ⑩ 第10号……水道法第6条、第10条、第26条、第30条。工業用水道事業法第3条、第6条。下水道法第4条、第25条の3。
- ⑪ 第11号……水資源開発公団法第20条等。

(3) 現実に処分があった場合には当該処分に関する書類の写しを添付し、処分がない場合には処分をすべき行政機関の意見書の写しを添付すること。意見がないときは、その事実を明らかにするものとする（規則第9条第7号）。

(4) 行政機関の意見書の写しを添付する場合には、照会文の写しもあわせて添付することが望ましい。

(5) 意見を求めた日から3週間を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添付することを要しない。この場合には、意見書を得ることができない事情を疎明する書面を添付すること（法第14条第5項）。

疎明書には、事業者の記名押印を要する。

第14節 事業間調整結果書類の作成方法

1 総 説

第2章で述べたように、大深度地下の適正かつ合理的な利用を図るための手続の一つとして、事前の事業間調整の仕組みが設けられている（法第12条）。

他の事業者からの申出があった場合には、申請をしようとする事業者には、調整に努める義務が生じることとなる（同条第5項）が、申請に係る事業が、当該事業者の適切かつ真摯な調整の結果であるか否かを、大深度地下の適正かつ合理的な利用の観点から判断する必要がある。

そのため、使用認可申請に際しては、「第12条第5項の規定により調整の申出があったときは、当該調整の経過の要領及びその結果を記載した書類」を使用認可申請書に添付することとし、使用の認可の要件の一つとされている「事業計画が基本方針に適合すること」（法第16条第5号。具体的には、基本方針に定められた第6条第2項第2号に掲げる事項（大深度地下の適正かつ合理的な利用に関する基本的な事項））の審査資料に供することとしている。

2 作成方法

- (1) 法第12条第5項の規定による調整の申出がなかった場合には、本書類を添付する必要はない。
- (2) 結果的に調整が調わなかったとしても、調整の申出があったものについては、本書類を作成する必要がある。
- (3) 書類に記載すべき事項としては、以下のようなものが考えられる。
 - ① 調整の相手方（調整の申出をしてきた事業者）の名称、所在地
 - ② 調整の経緯（公告の年月日、申出期限、申出のあった年月日、申出の内容等）
 - ③ 調整の結果（調整の成否、当初案から変更した事業区域や共同化の内容（相手方の事業の概要を含む。）、調整が調わなかった場合には、その理由）
- (4) 調整の申出をしてきた事業者の申出文書、図面等の写しを添付することが望ましい。

第15節 配慮事項に係る措置関係書類の作成方法

1 総説

使用の認可に当たっては、「事業計画が基本方針に適合するものであること」を審査することとされ（法第16条第5号）、基本方針においては、「安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項」が定められている。

そこで、その審査の資料に供するため、使用認可の申請に当たっては、「事業の施行に伴う安全の確保及び環境の保全のための措置を記載した書類」（法第14条第2項第7号）とは別に、「基本方針に定められた法第6条第2項第3号に掲げる事項に係る措置（法第14条第2項第7号に掲げる書類に記載された措置を除く。）を記載した書類」（施行規則第9条第8号）を添付しなければならないとされている（法第14条第2項第12号）。

2 作成方法

大深度地下の公共的使用に関する基本方針（平成13年4月3日閣議決定）の「Ⅲ 安全の確保、環境の保全その他大深度地下の公共的使用に際し配慮すべき事項」において定められている以下の事項について、どのような対策を講じているかを具体的に記載すること。

なお、設置する施設又は工作物の特性等にかんがみ、特段の措置を講ずる必要がないと考えられる場合は、その旨記載すれば足りる。

(1) バリアフリー化の推進・アメニティーの向上

① バリアフリー化の推進

- ・ エスカレーター・エレベーターの設置
- ・ 音声誘導、表示上の工夫、高齢者等が見えやすい配色等の情報伝達の対策

- ・ 人的協力等のソフト面での対応
- ② アメニティーの向上
 - ・ 熱、空気、光等の内部環境の要素を適切に管理した、快適で安心できる内部環境の維持
- (2) 文化財の保護
 - ・ 事業区域及びその付近に存在する史跡名勝天然記念物、埋蔵文化財等の保護
- (3) 国公有財産への影響
 - ・ 国公有財産の大深度地下を使用する場合の、当該財産の構造上の安全や当該財産の機能への影響に対する配慮

第16節 疎明書の作成方法

1 疎明書の趣旨

前節までに使用認可申請に必要な書類の作成方法について説明してきたが、これら書類の中には、事業者のみの努力では準備できないものも含まれている。したがって、すべての書類が整わない限り、いっさい使用認可を申請することを認めないこととはせず、次に掲げる3種類の意見書については、事業者が意見を求めた日から3週間を経過しても、これを得ることができなかつたときは、添付することを要せず、この場合には、意見書を得ることができなかつた事情を疎明する書類を添付すれば足りることとしている（法第14条第5項）。

- ① 事業区域に係る公共・公益施設の管理者の意見書
- ② 法令上の利用制限に係る行政機関の意見書
- ③ 事業施行に関する行政機関の意見書

2 作成方法

- (1) 疎明書には、意見書を得ることができない事実及び理由を記載すること。
- (2) 疎明書には、作成日付を記入し、事業者が記名押印すること。
- (3) 疎明書による申請後においても、意見書を得たときはその写しを提出すること。
- (4) 疎明書には、意見照会文の写しを添付することが望ましい。

(参考)

大深度地下使用法

●使用認可庁、制度全般の問い合わせ先

窓	口
国土交通省都市・地域整備局企画課 大深度地下利用企画室	

●事業所管省庁（国土交通大臣処分の場合の事業概要書、使用認可申請書の提出先）

申請に係る事業	担当部局・課	
道路（法第4条第1号）	事業主体未定のもの	国土交通省道路局企画課
	高速自動車国道	国土交通省道路局高速国道課
	一般国道	国土交通省道路局国道課
	都道府県道	国土交通省道路局地方道・環境課
	有料道路（高速自動車国道を除く）	国土交通省道路局有料道路課
河川（第2号）	国土交通省河川局治水課	
農業用水等（第3号）	緑資源公団事業	農林水産省農村振興局総務課
	用水路・排水路	農林水産省農村振興局整備部水利整備課
	農業用道路	農林水産省農村振興局整備部農地整備課
	排水路（農地防災事業に係るもの）	農林水産省農村振興局整備部防災課
鉄道（第4号・第5号）	幹線鉄道	国土交通省鉄道局幹線鉄道課
	都市鉄道	国土交通省鉄道局都市鉄道課
軌道（第5号・第6号）	国土交通省鉄道局都市鉄道課	
電気通信施設（第7号）	総務省総合通信基盤局電気通信事業部料金サービス課	
電気工作物（第8号）・ガス工作物（第9号）	経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課	
水道事業・水道用水供給事業（第10号）	厚生労働省健康局水道課	
工業用水道事業（第10号）	経済産業省経済産業政策局産業施設課	
公共下水道・流域下水道・都市下水路（第10号）	国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道事業課	
水資源開発公団施設（第11号）		
業務目的が農業用排水のみに係るもの・愛知豊川用水施設	農林水産省農村振興局総務課	
業務目的が水道のみに係るもの	厚生労働省健康局水道課	
業務目的が工業用水のみに係るもの	経済産業省経済産業政策局産業施設課	
業務目的が治水に係るもの	国土交通省河川局治水課	

関係省庁等一覧表

郵便番号	所在地	電話	F A X
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内32-294)	03-5253-1586

郵便番号	所在地	電話	F A X
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内37-633)	03-5253-1618
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内37-733)	03-5253-1619
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内37-853)	03-5253-1620
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内38-133)	03-5253-1622
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内38-343)	03-5253-1623
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内35-543)	03-5253-1604
100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1 (中央合同庁舎1号館)	03-3502-8111(内4555)	03-3592-1483
100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1 (中央合同庁舎1号館)	03-3502-8111(内4877)	03-5511-8252
100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1 (中央合同庁舎1号館)	03-3502-8111(内4932)	03-3501-5126
100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1 (中央合同庁舎1号館)	03-3502-8111(内4979)	03-3592-1987
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内40-313)	03-5253-1635
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内40-414)	03-5253-1635
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内40-414)	03-5253-1635
100-8926	東京都千代田区霞が関2-1-2 (中央合同庁舎2号館)	03-5253-5111(内5844)	03-5253-5848
100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2503(内4731)	03-3580-8492
100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎5号館本館)	03-5253-1111(内4028)	03-3503-7963
100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511(内2781)	03-3501-6270
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内34-235)	03-5253-1597

100-8950	東京都千代田区霞が関1-2-1 (中央合同庁舎1号館)	03-3502-8111(内4561)	03-3592-1483
100-8916	東京都千代田区霞が関1-2-2 (中央合同庁舎5号館本館)	03-5253-1111(内4028)	03-3503-7963
100-8901	東京都千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1511(内2781)	03-3501-6270
100-8918	東京都千代田区霞が関2-1-3 (中央合同庁舎3号館)	03-5253-8111(内35-543)	03-5253-1604

●都道府県の使用認可事務担当課

都道府県名	部 局	課 ・ 担 当	郵便番号
茨 城 県	土木部都市局	都市計画課 市街地計画担当	310-8555
埼 玉 県	県土整備部	都市計画課 施設計画担当	336-8501
千 葉 県	都市部	都市政策課 都市計画室 施設計画班	260-8667
東 京 都	都市計画局施設計画部	調整課 指導係	163-8001
神 奈 川 県	県土整備部	都市計画課 調整班	231-8588
愛 知 県	建設部	用地課 総務・企画グループ	460-8501
三 重 県	地域振興部	交通政策課	514-8570
京 都 府	土木建築部 企画環境部	監 理 課 企画調整係 企画総務課 土地企画係	602-8570
大 阪 府	土木部	事業管理室 政策調整グループ	540-8570
兵 庫 県	県土整備部企画調整局	技術企画課	650-8567
奈 良 県	土木部	監理課 企画第二係	630-8501

所 在 地	電 話	F A X
水戸市笠原町978-6	029-301-4588 (直)	029-301-4599
浦和市高砂3-15-1	048-824-2111 (内5343)	048-830-4881
千葉市中央区市場町1-1	043-223-3376・3168 (直)	043-225-4012
新宿区西新宿2-8-1	03-5388-3275 (内30-425)	03-5388-1354
横浜市中区日本大通1	045-210-6175 (直)	045-210-8879
名古屋市中区三の丸3-1-2	052-961-2111 (内2641)	052-972-6419
津市広明町13	059-224-2805 (直)	059-224-2421
京都市上京区下立売通新町西入藪之内町	075-414-5184 (直) 075-414-4372 (直)	075-414-5183 075-414-4389
大阪市中央区大手前2-1-22	06-6941-6064 (直)	06-6944-6773
神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-3505 (直)	078-362-4433
奈良市登大路町30	0742-22-1101 (内4128)	0742-27-0343